

様式第1号

審查基準整理票

処分名	火薬類の消費許可（建設用びょう打銃空砲に限る。）		
根拠法令名	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）	（条項）第25条第1項	
基準法令名	火薬類取締法（昭和25年法律第149号） 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）	（条項）第25条第2項 （条項）第56条の3	
所管部署	消防局	予防課	調査係
標準処理期間	3日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 火薬類譲受・消費許可申請書等の手引き 】 ・掲載図書等【 ・内容 ■ 全部記載 □ 一部・項目のみ記載 火薬取締法第25条第2項に規定する「その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不相当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす恐れがあると認めるとき」に該当せず、かつ、火薬類取締法施行規則第56条の3の規定を遵守しないおそれがないことを基準とする。			

参 考

[根拠法令]

火薬類取締法第25条

- 1 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者(火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。)は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

[基準法令]

火薬類取締法施行規則第56条の3

消費場所において建設用びよう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 建設用びよう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
 - 二 建設用びよう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該建設用びよう打ち銃用空包を使用しないこと。
 - 三 使用に適さない建設用びよう打ち銃用空包は、その旨を明記したうえで、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。
 - 四 建設用びよう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。
 - 五 一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びよう打ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。
 - 六 消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、建設用びよう打ち銃用空包の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 2 建設用びよう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。